

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本県長洲町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.3%
全職員	60.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	93.7%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	99.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.1%
31～35年	92.5%
26～30年	93.0%
21～25年	86.5%
16～20年	88.2%
11～15年	112.2%
6～10年	91.0%
1～5年	103.8%

【説明欄】

- ・ 役職段階別の本庁部局長・次長相当職の区分に対象者が存在しない。
- ・ 週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数をカウントしている。
- ・ 男性の約90%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は約42%に留まり、それ以外の職員のすべてが会計年度任用職員となっている。
- ・ 扶養手当及び住居手当については、男性に支給している割合が高く、扶養手当及び住居手当の支給対象者に占める男性職員の割合は、それぞれ約87%と100%となっている。

勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。